

令和5年9月

お客さま各位

大地みらい信用金庫

インボイス制度への当金庫の対応について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年10月1日より消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されます。同制度開始に伴う当金庫の対応につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録番号:T2460405000035

氏名又は名称:大地みらい信用金庫

※国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイトからもご確認いただけます。

2. 対象となるお取引について

当金庫の各種商品・サービスのうち、消費税の課税対象となる手数料等をお支払いいただくお取引が対象となります。

3. 当金庫のインボイス発行について

(1) 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- ・営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料など受取書」等を発行いたします。
- ・振込依頼書(インボイス対応書式)をご利用いただいて振込を実施した場合、お客さまにお渡しする複写式の「振込金受取書」がインボイスとなります。

(2) 自動引き落としでお支払いいただいている各種手数料について

- ・預金口座より自動引き落としの方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」をお客さまが希望する期間で作成のうえ発行いたしますので、当金庫所定の様式(「**インボイス発行依頼書**」)に必要事項をご記入の上ご提出ください。

※インボイス発行依頼書は、こちらから取得願います。

4. 自動機(ATM および両替機)利用手数料について

自動機(ATM および両替機)利用手数料につきましては、インボイスの交付義務が免除される特例の対象となりますのでインボイスは発行いたしません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となっております。

※詳しくは国税庁 HP(インボイス制度に関する Q&A) やインボイスコールセンター等でご確認ください。

5. インボイス対応に関するお問い合わせについて

上記のほか、当金庫のインボイス対応につきまして、ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

